

第59会期

議事項目 105(b)

人権問題：人権および基本的自由の効果的享有の改善のための
代替アプローチを含む、人権問題

人権教育のための世界プログラム第1段階（2005年～2007年）のための修正行動計画

事務総長による覚書

事務総長は、初等・中等教育制度に焦点を当てる人権教育のための世界プログラム第1段階（2005年～2007年）のための修正行動計画を謹んで総会に送付し、総会による採択を求めるものである。修正行動計画は本文書の附属文書に含まれている、そして総会決議 59/113 にもとづき加盟国が提出した意見を含んでいる。

第一回の行動計画案は、経済社会理事会が決定 2004/268 において承認した人権委員会決議 2004/71 に基づき、第 59 会期総会に検討のために提出された。

決議 59/113 で、総会は人権教育のための世界プログラムを宣言し、初等・中等学校制度に焦点を絞った第一段階（2005-2007 年）の行動計画案に感謝をもって留意し、早期の採択を目ざして、それに対する意見を国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)に提出するよう要請した。2004 年 12 月 21 日、OHCHR は行動計画案への意見を 2005 年 1 月 31 日までに出すよう求めた口上書をすべての政府に送付した。

国連教育科学文化機関(UNESCO)と協議して、OHCHR は、2005 年 2 月 11 日までに受けたオーストラリア、オーストリア、アゼルバイジャン、ギリシャ、ドイツ、日本、スウェーデンおよびトルコからの意見を考慮して行動計画を修正した。

附属文書

人権教育のための世界プログラム

目次

	パラグラフ	ページ
. はじめに		1-8
A. 人権教育の背景および定義		1-6
B. 人権教育のための世界プログラムの目的		7
C. 人権教育活動の原則		8
. 第1段階（2005年～2007年）：初等・中等学校制度における人権教育のための行動計画		9 - 22
A. 背景		10-14
B. 学校制度における人権教育		15-20
C. 行動計画の具体的目的		21-22
. 国レベルにおける実施戦略		23-32
A. はじめに		23-25
B. 実施戦略の段階		26
C. 最低限の行動		27
D. 主体		28-30
E. 財源		31-32
. 行動計画の実施の調整		33-43
A. 国内レベル		33-37
B. 国際レベル		38-43
. 国際的な協力および支援		44-48
. 評価		49-51

添付文書：初等・中等学校制度における人権教育の構成要素

．はじめに

「世界人権会議は、人権に関する教育、研修および広報が、社会の安定的かつ調和的な関係を促進および達成し、ならびに相互の理解、寛容および平和を促進するために不可欠なものであると考える」(ウィーン宣言および行動計画、第2部D、パラグラフ78)

A. 人権教育の背景および定義

1．人権教育が人権の実現に対して重要な形で寄与するという事への同意は、国際社会によってますます頻繁に表明されるようになってきた。人権教育は、それぞれの共同体および社会一般で人権を実現するすべての人の責任に関する理解の向上を目的としたものである。その意味で人権教育は、人権委員会決議2004/71で述べられているように、人権侵害および暴力的紛争の長期的防止、平等および持続可能な開発の促進、ならびに、民主的の制度における意思決定プロセスへの人々の参加の増進にも寄与する。

2．人権教育に関する規定は多くの国際文書に盛り込まれてきた。世界人権宣言(第26条)、経済的、社会的および文化的権利に関する国際規約(第13条)、子どもの権利に関する条約(第29条)、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(第10条)、あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約(第7条)、ウィーン宣言および行動計画(第1部、パラグラフ33-34および第2部、パラグラフ78-82)、ならびに、南アフリカのダーバンで2001年に開催された「人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容に反対する世界会議」の宣言および行動計画(宣言のパラグラフ95-97および行動計画のパラグラフ129-139)などである。

3．国際社会が合意した人権教育の定義の諸要素を定めたこれらの文書にしたがい、人権教育とは、知識およびスキルの伝達ならびに態度の形成を通じて普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育、研修および広報であり、次のことを指向するものとして定義できる。

- (a)人権および基本的自由の尊重の強化
- (b)人格およびその尊厳の理解の全面的発達
- (c)すべての民族、先住民族ならびに人種的、国民的、民族的、宗教的および言語的集団の間の理解、寛容、ジェンダーの平等および友好の促進
- (d)法の支配が規律する自由かつ民主的な社会にすべての人が効果的に参加できるようにすること
- (e)平和の構築および維持
- (f)人びとが中心の持続可能な開発および社会正義の促進

4．人権教育は次の要素を包含する。

- (a)知識およびスキル 人権およびその保護のための仕組みについて学習し、かつそれらを日常生活の中で適用するスキルを身につけること
- (b)価値観、態度および振る舞い 人権を支える価値観を発達させ、かつそのような態度および行動を強化すること
- (c)行動 人権を擁護および促進するための行動をとること

5. 人権教育のとりくみを奨励するため、加盟国は行動のための具体的かつ国際的な枠組みをさまざまな形で採択してきた。人権広報資料の開発および普及に焦点を当てた「世界人権広報キャンペーン」、国内レベルで包括的、効果的かつ持続可能な人権教育戦略を策定および実施するよう奨励した「人権教育のための国連10年」(1995年～2004年)およびその行動計画、ならびに、「世界の子どものための平和および非暴力に関する国際10年」(2001年～2010年)などである。

6. 2004年には、経済社会理事会は、人権委員会決議2004/71を歓迎し、総会に対し、第59会期において、2005年1月1日に開始され、かつ、人権委員会が定期的に指定する特定の部門/問題に関して国内で進められる人権教育の取り組みをさらに集中させるために段階的に構築される「人権教育のための世界プログラム」を宣言するよう要請した。

B. 世界プログラムの目的

7. 人権教育のための世界プログラムの目的は次のとおりである。

- (a) 人権文化の発展を促進すること。
- (b) 人権教育の基本的原則および方法論に関して、国際文書に基づき、共通の理解を促進すること。
- (c) 国、国際地域および国際社会のレベルで人権教育に焦点が当てられることを確保すること。
- (d) 関連のあらゆる主体による行動のための共通の集団的枠組みを提示すること。
- (e) あらゆるレベルでパートナーシップおよび協力を増進すること。
- (f) 既存の人権教育プログラムを評価および支援し、成功している実践に注目するとともに、成功している実践を継続および(または)拡大し、かつ新たな実践を発展させるための刺激を提供すること。

C. 人権教育活動の原則¹

8. 世界プログラムにおける教育活動は次のようなものになる。

- (a) 市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利ならびに発展に対する権利を含む人権の相互依存性、不可分性および普遍性を促進する。
- (b) 違いの尊重および理解、ならびに、人種、性、言語、宗教、政治的その他の意見、国民的、民族的もしくは社会的出身、身体的もしくは精神的条件及びその他にもとづく差別に対する反対を醸成する。
- (c) 人権に関する慢性的問題および新たに生じてきた問題(貧困、暴力的紛争および差別を含む)について、人権基準と両立する解決策につながるような分析を奨励する。
- (d) 地域社会および個人が自己の人権上のニーズを特定し、かつそれが満たされることを確保できるようにエンパワーする。
- (e) 異なる文化的背景の中に根づいた人権の原則にもとづいて活動を進め、かつ各国の歴史のおよび社会的発展を考慮に入れる。
- (f) 人権保護のために地域、国、国際地域および国際社会で用意された人権文書および人権機構についての知識およびそれらを活用するスキルを醸成する。
- (g) 人権を向上させる知識、批判的分析および行動スキルを含んだ参加的教育手法を活用する。
- (h) 参加、人権の享有および人格の全面的発達を奨励する、欠乏と恐怖のない自由な教授・学習環境を醸成する。
- (i) 学習者の日常生活との関連を保ち、学習者が、人権を抽象的に表現された規範から自分

たちの社会的、経済的、文化的および政治的状況の現実に置き換える方法および手段に関する対話に参加できるようにする。

・第1段階（2005年～2007年）：初等・中等学校制度における人権教育のための行動計画

「世界人権会議は、……人権および基本的自由の尊重を強化するための教育を確保することが各国の義務であることを、あらためて確認する。……〔このような教育は〕国内的および国際的レベルの教育政策に統合されるべきである。（ウィーン宣言および行動計画、第1部、パラグラフ33）

9．人権委員会決議 2004/71 にしたがって、人権教育のための世界プログラムの第1段階（2005年～2007年）においては初等・中等学校制度に焦点が当てられる。

A. 背景

10．本行動計画は、国際人権文書によって定められた原則および枠組みをもとにしている。世界人権宣言、子どもの権利に関する条約および子どもの権利委員会が採択した関連の指針（とくに教育の目的に関する一般的意見1号（2001年））、1993年のウィーン宣言および行動計画、ならびに、平和、人権および民主主義のための教育についての統合行動枠組みに関する宣言などである。また、教育に関する国際的宣言およびプログラムももとにしている。

11．世界教育フォーラム（2000年）²で採択された「万人のための教育に関するダカール行動枠組み：集团的決意表明の達成」は、万人のための教育（EFA）の目標および数値目標の達成に向けたもっとも重要な国際的綱領であり集团的決意表明であって、世界人権宣言と子どもの権利条約が支持し、かつ共生の学習を志向した教育ビジョンを再確認した文書である。教育は、社会的結合を醸成し、かつ人々が社会変革への積極的参加者となるようエンパワーすることにより、「持続可能な開発ならびに平和および安定」（パラグラフ6）を達成する鍵になると位置づけられている。ダカール枠組みの目標6は、すべての側面に関して教育の質を向上させること、および、とくに識字、計算および必要不可欠なライフスキル³の面で、承認された測定可能な学習成果をすべての者が達成できるように教育の質の卓越性を確保することである。そこでは、読み書き計算に留まらない、質の高い教育という概念の基盤が提示されている。質の高い教育とは、ダイナミックでなければならないと同時に、徹底して権利に根ざし、かつ民主的な市民性、価値観および連帯を重要な成果として包含するものである。

12．権利に根ざした質の高い教育とは、「持続可能な開発に関する世界サミット」の実施計画に掲げられているように、持続可能な開発のための教育という概念を包含するものである。教育は、農村開発、保健、地域社会の関与、HIV/AIDS、環境、伝統的知識および先住民族の知識、ならびに人間的価値および人権といったさらに幅広い倫理的論点のような、重要な諸問題に対応するひとつのプロセスとしてとらえられている。さらに、持続可能な開発のための闘いを成功させるうえでは、「他の諸価値 とくに正義および公正 の支持と、われわれは他の人々と運命を共有しているという意識」⁴を強化するような教育が必要であるとも述べられているところである。人権教育のための世界プログラムは、国連持続可能な開発のための教育に関する10年（2005年～2014年）と相乗効果を生み、共通の関心事である諸問題に対応するための努力を連携させていくことになる。

13. 国連ミレニアム・サミット（2000年）において国際社会が採択したミレニアム開発目標のひとつは、初等教育にすべての者がアクセスできるようにすることの促進であり、これは依然として大きな課題である。いくつかの地域では就学率が向上しているものの、教育の質は多くの人々にとって低いままである。たとえば、ジェンダーにもとづく偏見、女子の身体的・情緒的安全への脅威ならびにジェンダーに配慮しないカリキュラムは、いずれも、教育に対する権利の実現の妨げとなりうる（A/56/326, para.94 参照）。本行動計画は、権利に根ざした質の高い教育を促進することにより、このミレニアム開発目標の達成に貢献することを目指すものである。

14. 本行動計画は、とくに国連識字の10年（2003年～2012年）の枠組みにおいて加盟国その他が推進している、識字に対するすべての人の権利を促進するための行動の文脈にも位置づけられる。識字は、教育に対する権利を充足することに向けた、鍵となる学習手段のひとつである。

B. 学校制度における人権教育

15. 人権教育は、教育に対する権利を構成する重要な一部として広くとらえられる。子どもの権利委員会が一般的意見1号で述べているように、「すべての子どもがそれに対する権利を有している教育とは、子どもにライフスキルを与え、あらゆる範囲の人権を享受する子どもの能力を強化し、かつ適切な人権の価値観が浸透した文化を促進するような教育である」（パラグラフ2）。このような教育は、「グローバル化、新たなテクノロジーおよび関連の諸現象に駆り立てられた根本的な変化の時代につきまとう課題に対し、その人生の過程でバランスのとれた、人権に馴染んだ対応を達成する努力を行ううえで、すべての子どもにとって不可欠の手段」となる（パラグラフ3）。

16. 子どもの権利条約は、一般的意見が次のように強調しているとおり、教育が促進されるプロセスをとくに重視している。「その他の権利の享受を促進しようとする努力が教育プロセスのなかで伝えられる価値観によって阻害されてはならず、逆に強化されなければならない。これには、カリキュラムの内容だけではなく、教育プロセス、教育方法、および、家庭か学校かその他の場所かは問わず、教育が行なわれる環境が含まれる」⁵。このように、人権とは内容の伝達および経験の双方を通じて学習され、かつすべてのレベルの学校制度において実践されるべきものである。

17. この意味で、人権教育とは教育に対する権利に根ざしたアプローチを促進するものであり、次の要素を含むプロセスとして理解されるべきである。

(a) 「教育を通じての人権」：カリキュラム、教材、手法および研修を含む学習のすべての要素とプロセスが人権の学習に資するようなものであることを確保すること

(b) 「教育における人権」：教育制度においてすべての主体の人権の尊重および権利の実践を確保すること

18. したがって、初等・中等学校制度における人権教育とは以下を含む：

(a) 政策 教育に関わる首尾一貫した政策、法律および戦略を、参加型の方法で策定および採択すること。これらの政策等は、人権を基盤とし、かつカリキュラムの改善および教職員の養成・研修政策を含むものでなければならない。

(b) 政策の実施 適切な組織体制上の措置をとり、かつすべての利害関係者の関与を促進

することによって、上述した教育政策の実施を計画すること。

(c)学習環境 学校環境そのものを、人権および基本的自由を尊重・促進するようなものとする。そこでは、学校に関わるすべての主体（児童生徒、教職員および学校管理者ならびに保護者）が、現実の諸活動を通じて人権を実践する機会を提供される。また、子どもが自分たちの意見を自由に表明し、かつ学校生活に参加できるようにする。⁶

(d)教授・学習 教授・学習のすべてのプロセスおよび手段が権利に根ざしたものであること（たとえば、カリキュラムの内容および目的、参加型でありかつ民主的な実践および方法論、現行教科書の見直し・改訂を含む適切な教材等）。

(e)教職員の教育および職能開発 教職員および学校管理者に対し、着任前の研修および現職者研修を通じて、学校における人権の学習・実践を促進するために必要な知識、理解、スキルおよび能力を備えるようにするとともに、適切な労働条件および地位を保障すること。

5つの要素および関連の行動のあり方についての詳細な説明は、参考用として添付文書に記載する。

19．教育に対する権利に根ざしたアプローチを促進することにより、人権教育は、教育制度が、すべての人に対して質の高い教育を保障するという根本的使命を果たすことを可能にする。したがって人権教育は、各国の経済的、社会的および政治的發展において基本的役割を果たす国の教育制度全体の実効性を高めることに貢献するのである。人権教育にはとくに次のような利点がある。

(a)子ども中心で参加型の教授・学習の実践およびプロセスならびに教職員の新しい役割を促進することにより、学習成果の質が向上する。

(b)すべての人を包みこみ、迎え入れるような環境とともに、普遍的価値、機会均等、多様性および差別の禁止を促進する権利に根ざした学習環境をつくりだすことにより、学校で学ぶことへのアクセスおよび参加を増進する。

(c)子どもの社会的・情緒的発達を支え、かつ民主的な市民性および価値観を導入することにより、社会的結合と紛争防止に寄与する。

20．平和教育、市民性教育、価値教育、多文化教育、グローバル教育または持続可能な開発のための教育に向けて学校制度の中で行われているあらゆる努力にも、内容面および方法論の面で人権の諸原則が含まれている。これらのすべての教育において、本行動計画を参照しながら、教育に対する権利に根ざしたアプローチを促進することが重要である。教育に対する権利に根ざしたアプローチは単なる教授・学習に留まるものではなく、国レベルの教育改革の過程で学校部門の体系的改善を図るための基盤を用意することを目指している。

C. 本行動計画の具体的目的

21．人権教育のための世界プログラムの全般的目的（前掲 参照）を考慮しつつ、本計画では次の具体的目的を達成することが目指される。

(a)初等・中等学校制度における人権の包含および実践を促進すること。

(b)学校制度における包括的、効果的かつ持続可能な国家的人権教育戦略の策定、採択および実施ならびに（または）現行のとりくみの見直しおよび改善を支援すること。

(c)学校制度における人権教育の鍵となる要素についての指針を提示すること。

(d)国際社会、国際地域、国および地方の機関による加盟国への支援の提供を促進すること。

(e)地方、国、国際地域および国際社会の諸機関間のネットワーク化および協力を支援する

こと。

22. 本計画で提示する内容は次のとおりである。

- (a) 国際的に合意された諸原則にもとづく、学校制度における人権教育の定義
- (b) 国レベルでの実施のための具体的行動を提案することにより、学校制度における人権教育を発展および（または）向上させるための、利用者に優しい指針。
- (c) 異なる背景および状況や異なる種類の教育制度に応じて修正可能な柔軟な指針。

・国レベルにおける実施戦略

A. はじめに

23. 本計画は、初等・中等学校制度における人権教育を国レベルで発展・強化させるための刺激であり、手段である。本計画では、変革および向上の過程は異なる分野でいくつかの行動を同時に起こすことにより進められるべきであるという前提が貫かれている（添付文書参照）。そのような過程は、効果的となることができるように、広く受け入れられた開発サイクルの諸段階に沿って組織されるべきである。その国の背景、優先課題および能力にしがたい、かつこれまでに国レベルで進められてきた努力（たとえば人権教育のための国連10年（1995年～2004年）の枠組みの中で行われてきた努力）にもとづいて、行動のための現実的な目標と手段が確立されなければならない。

24. 本計画とその実施戦略では、学校制度における人権教育の状況は国によって異なることが認識されている。たとえば、人権教育が基本的に行われていない国もあれば、国レベルの政策とプログラムはあるものの、ほとんど実施されていない国もあるかもしれない。多くの場合には国際機関の支援を得て学校で草の根のとりくみやプロジェクトが行なわれているものの、それらが必ずしも国レベルの政策の一環にはなっていない場合もあれば、国レベルで完成度の高い政策と行動を定め、人権教育を熱心に支援している国もある。どのような状況あるいは教育制度の種類であれ、人権教育の発展または改善は各国の教育課題のひとつとされなければならない。

25. 実施戦略は、第1に、国レベルで初等・中等教育に対して主たる責任を負っている教育省を対象としている。したがって、教育省はもっとも重要な指導者であり、主体である。実施戦略は他の関連の機関（後掲パラグラフ28-30参照）も対象としており、これらの諸機関は計画・実施の全段階で関与することが求められる。

B. 実施戦略の諸段階

26. 本節では、学校制度における人権教育の計画、実施および評価の過程を容易にする4つの段階を提案する。これは、加盟国による本行動計画の実施に役立つ指針となるものである。

第1段階：学校制度における人権教育の現状分析

行動

- ・対応すべき問題：「いまどのような段階にあるのか？」
- ・次の点に関する情報を収集・分析する。

学校における人権教育の状況を含む、初等・中等学校制度の現状

学校制度における人権教育に影響を与える可能性のある歴史的・文化的背景
初等・中等学校制度で進められている人権教育のとりくみ（存在する場合）
人権教育のための国連 10 年（1995 年～2004 年）の枠内で行われたとりくみの成果および不
充分点ならびにその過程で直面した障壁

学校制度における人権教育への、政府機関、国内人権機関、大学、研究機関および NGO
といったさまざまな主体による関与

国および国際地域のレベルで行われている優れた人権教育実践

国内で行われている可能性がある同様のタイプの教育（持続可能な開発のための教育、
平和教育、グローバル教育、多文化教育、市民性教育および価値教育）の役割
・添付文書に記載された参考にもとづき、どのような人権教育の措置および要素がすでに
存在するかを確定する。分析のための他の要素としては、国連の条約機関に対する国別報
告書、および、人権教育の国連 10 年の枠組みの中で国内的・国際的レベルで作成された報
告書が挙げられる。

・学校制度における人権教育の有利な点、不利な点、機会および制約を分析・確定するこ
とにより、鍵となる特徴および分野を特定する。

・人権教育の存在および実施の状況についての結論を導き出す。

・有利な点および得られた教訓にもとづいてどのようにとりくみを進めていけるか、また
さまざまな機会をどのように活用できるかについて検討する。

・不利な点および制約に対応するために必要な改善点および措置を検討する。

結果

・初等・中等学校制度における人権教育についての国家的研究を実施する。

・学校制度における人権教育のための国内実施戦略の方向性を定めるための出版物、会議
または公開討論等を通じ、研究の結果を広く普及する。

第 2 段階：優先課題の設定および国内実施戦略の策定

行動

・対応すべき問題：「私たちはどこに、どのようにしてたどり着きたいのか？」

・ミッション・ステートメント、すなわち学校制度における人権教育の実施の基本目標を
定める。

・添付文書を参考にしながら具体的目的を確定する。

・国家的研究の知見をもとに優先課題を定める。優先順位の課題においては、もっとも切
迫しているニーズおよび（または）利用可能な機会を考慮に入れることが考えられる。

・成果につながりうる可能性がある問題に焦点を当てる。「実際のところ、私たちには何が
できるか？」

・特別に実施する諸活動に対し、持続可能な変革を確保しうるような措置を優先する。

・次のそれぞれの要素を特定することにより、国内実施戦略の方向性を定め、かつ具体的
目的を利用可能な資源と連携させる。

投入：利用可能な資源（人的資源、財源、時間）の配分

活動（作業課題、担当、期限および達成目標）

結果：具体的結果（たとえば新法、研究、能力構築セミナー、教材、教科書改訂等）

成果：達成された結果

結果

具体的目的と優先課題を特定し、かつ 2005 年～2007 年の実施活動の予定を少なくとも

いくつかは掲げた、初等・中等学校制度における人権教育のための国内実施戦略。

第3段階：実施および監視・評価

行動

- ・ 目的を達成するという考え方を基本とするべきである。
- ・ 国内実施戦略を普及させる。
- ・ 国内実施戦略で計画されている活動の実施を開始する。
- ・ 定められた達成目標を活用しながら実施状況を監視・評価する。

結果

国内実施戦略の優先課題に応じて、結果は、たとえば法律、国内実施戦略の調整機構、教科書・教材の新規作成または改訂、研修コース、参加型の教育・学習の方法論、学校共同体のすべての構成員を保護する差別の禁止方針等の形態をとりうる。

第4段階：評価

行動

- ・ 対応すべき問題：「私たちはそこにたどり着いたのか、どの程度上手に？」
- ・ 説明責任を果たすための手法、教訓を得るための手段、および次の段階に向けて考えられる諸活動を向上させるための手段として評価を行う。
- ・ 実施状況を振り返るために、自己評価とともに外部の独立した評価も活用する。
- ・ 定められた目的の達成状況をチェックし、実施の過程を検討する。
- ・ 獲得された成果を認知し、広め、かつ喜び合う。

結果

- ・ 初等・中等学校制度における人権教育のための国内実施戦略の成果に関する、国としての報告書
- ・ 実施過程全体を通じて得られた教訓にもとづく、今後の行動のための勧告

C. 最低限の行動

27. 加盟国は、世界プログラムの第1段階（2005年～2007年）中に、最低限、次の行動をとるよう奨励される。

- (a) 学校制度における人権教育の現状分析（第1段階）
- (b) 優先課題の設定および国内実施戦略の策定（第2段階）
- (c) 計画されている活動の実施の開始

D. 主体

28. 本行動計画の実施に関する主たる責任は教育省にあり、教育省は、次のような関心事を扱っている関連の機関を通じてその責任を果たすことが求められる。

- (a) 教育政策
- (b) プログラムの計画
- (c) カリキュラムの開発
- (d) 教授・学習教材の開発
- (e) 教職員の養成・着任前研修および現職者研修
- (f) 教授・学習の方法論
- (g) 包括的な教育
- (h) 広域行政圏 / 州 / 地方行政

- (i) 調査研究
- (j) 情報の普及

29. 本行動計画実施のためにはその他の諸機関の緊密な協力が必要であり、とくに次のような機関が挙げられる。

- (a) 教員養成大学および総合大学の教育学部
- (b) 教職員組合、職能団体および資格認定機関
- (c) 国、連邦、地方および州の立法機関(教育、開発および人権に関わる議会委員会を含む)
- (d) オンブズマンおよび人権委員会のような国内人権機関
- (e) ユネスコ国内委員会
- (f) たとえば国際連合児童基金(ユニセフ)国内委員会、その他の地域に根ざした組織のような、国/地域の団体/組織
- (g) 国際的非政府組織の国内支部
- (h) 保護者組織
- (i) 学生団体
- (j) 教育研究機関
- (k) 国および地域の人権資源・研修センター

30. また、これ以外にも次のような利害関係者の支援が必要である。

- (a) 関連するその他の省庁(福祉・労働・司法・女性・青年)
- (b) 青年組織
- (c) メディアの代表
- (d) 宗教団体
- (e) 文化的・社会的指導者ならびに地域共同体の指導者
- (f) 先住民族およびマイノリティ・グループ
- (g) 産業界

E. 財源

31. 述べたように、国の教育制度において人権教育を進めることは教育制度の実効性を向上させる役にも立ちうる。人権教育は教育改革を支える指針となる諸原則を提示し、かつ、世界中の教育制度が現在直面している課題に対応する一助となるのである。そのような課題としては、教育に対するアクセスおよび教育における機会均等、社会的包括および結合に対する教育の寄与、教職員の役割および地位、児童生徒・社会にとっての教育の意味、児童生徒の成績の向上および教育の管理運営などがある。

32. このことを念頭に置けば、人権教育のための財源は、国の教育制度全般に配分される資源の枠組みの中でも、とくに次のような措置をとることによって用意することが可能である。

- (a) 本計画を実施するため、質の高い教育に対してすでに配分が予定されている国内資金を最適な形で活用すること。
- (b) 本計画に掲げられた行動にもとづいて外部資金および配分実務の調整を図ること。
- (c) 公的部門と民間部門との間でパートナーシップを構築すること。

IV. 行動計画の実施の調整

A. 国レベル

33. 本行動計画を実施する主たる責任は各国の教育省が担わなければならない。教育省は、国内実施戦略の立案、実施および監視・評価の調整を担当する関連の部局を指定または強化するべきである。

34. 調整担当部局は、教育省内の関連部局、他の省庁および関係する国内の主体（前掲、パラグラフ 28 - 30 参照）の参加を得ながら、国内実施戦略の立案、実施および監視・評価を進める。これとの関連で、これらの主体による人権教育連合の設置を促進することも考えられる。

35. 調整部局は、この分野における国内の進展についての最新のかつ詳細な情報を、国際連合諸機関調整委員会（後掲パラグラフ 38 参照）に提供するように求められる。

36. 調整部局はさらに、国際連合の条約機関に提出される国別報告書の作成を担当する関連の国内機関とも緊密に協力し、これらの報告書に人権教育の進展が記載されるようにする。

37. 加盟国はまた、国レベルで、人権教育に関するとりくみおよび情報（さまざまな背景および国々で進められている優れた実践、教材、行事）を収集・普及する資料センターを指定および支援することも奨励されることである。

B. 国際レベル

38. 人権高等弁務官事務所、ユネスコ、ユニセフ、国連開発計画（UNDP）その他の関連の国際機関（世界銀行を含む）から構成される国連諸機関調整委員会を設置し、本行動計画にもとづく活動の国際的調整を担当させる。調整委員会の事務局体制は人権高等弁務官事務所が整える。

39. 調整委員会は定期的に会合を持ち、本行動計画の実施のフォローアップ、資源の動員および国レベルでの行動の支援を行う。これとの関係で、調整委員会は、国際連合の条約機関の委員、教育への権利に関する特別報告者等の他の関連の国際的・地域的機関、専門家および主体を随時その会合に招待することができる。

40. 調整委員会は、本行動計画がフォローアップされ、国内実施戦略を国連組織全体が支えるようにするため、国連の各カントリーチームまたは国際機関の国内駐在との連携を担当する。これは、国内人権保護組織を支援するための国連の行動を国レベルで調整するように求めた事務総長の改革プログラム（A/57/387 and Corr.1, action 2）に沿った対応である。

41. 国連の条約機関は、締約国の報告書を審査するさい、学校制度において人権教育を実施する締約国の義務に重点を置き、かつその重点を総括所見に反映するように求められる。

42. さらに、人権委員会のあらゆる関連のテーマ別および国別機構（特別報告者および特別代表、とくに教育への権利に関する特別報告者、ならびに作業部会を含む）は、その委任事項に関連するかぎりにおいて、学校制度における人権教育の進展に関わる情報をそ

の報告書に体系的に記載するよう求められる。

43．調整委員会は、本行動計画の実施状況をより効果的に監視・評価するため、地域的および準地域的機関・組織の援助を求めることを検討してもよい。

V．国際的な協力および支援

44．本行動計画の実施に向けた国際的な協力および支援は次の諸機関によって提供される。

- (a) 国連組織
- (b) その他の国際的政府間機関
- (c) 地域的政府間機関
- (d) 教育大臣の地域的機関
- (e) 教育大臣の国際的・地域的フォーラム
- (f) 国際的・地域的非政府組織
- (g) 地域的人権資源・資料センター
- (h) 国際的・地域的金融機関（世界銀行、地域開発銀行等）ならびに二国間資金提供機関

45．資源を最大化し、重複を避け、かつ本行動計画の実施の首尾一貫性を確保するため、これらの主体がおたがいに緊密に連携することが必要不可欠である。

46．国際的な協力および支援の目的は、本行動計画の で取り上げた国内実施戦略の枠組みの中で、初等・中等学校制度における人権教育のための国内および地域の能力を強化することにある。

47．上述の諸機関は、とくに次のような行動を検討することが考えられる。

- (a) 国内実施戦略の策定、実施および監視・評価（関連の専門的手段の開発を含む）について教育省を支援すること。
- (b) 関係する他の国内の主体、とくに全国のおよび地域的非政府組織、職能団体その他の市民社会組織に対して支援を提供すること。
- (c) 優れた実践ならびに利用可能な資料、制度およびプログラムについての情報を、伝統的および電子的手段を通じて特定、収集および普及することにより、国、国際地域および国際社会の各レベルでの関係者間の情報共有を促進すること。
- (d) すでに存在する人権教育関係者のネットワークを支援するとともに、国、国際地域および国際社会の各レベルでの新たなネットワークづくりを促進すること。
- (e) 教職員、教職員の養成・研修担当者、教育行政官および NGO 従事者を対象とした効果的な人権研修（参加型の教授・学習の方法論についての研修を含む）を支援すること。
- (f) 国レベルで進められる学校における人権教育の実施に関する調査研究（その向上のための実際的措置に関する研究を含む）を支援すること。

48．本行動計画の実施を支える資源を動員するため、国際的および地域的金融機関ならびに二国間資金提供機関は、教育に関するそれぞれの資金提供プログラムを本行動計画および人権教育一般と連携させる方法を模索するよう求められる。

VI．評価

49．世界プログラムの第1段階（2005年～2007年）の終了時、各国は、本行動計画にも

とついて実施された行動の評価を行う。評価にあたっては、法的枠組みおよび政策、カリキュラム、教授・学習の過程および手段、教科書の改訂、教職員の養成・研修、学校環境の改善等、多くの分野で達成された進展を考慮に入れるものとする。加盟国は、国連諸機関調整委員会に対し、最終的な国別評価報告書を提出するよう求められる。

50. この目的のため、国際的および地域的諸機関は、評価のための国内的能力の構築または強化のための援助を提供する。

51. 諸機関調整委員会は、関連の国際機関、地域機関および非政府組織と協力しながら、国別評価報告書にもとついて最終評価報告書を作成する。同報告書は総会第63会期(2008年)に提出される。

<注>

¹ 本節は、人権教育のための国連10年(1995年~2004年)内に策定される人権教育のための国内行動計画に関する指針(A/52/469/Add.1 and Add.1/Corr.1)をもとにしている。

² UNESCO, Final Report of the World Education Forum(世界教育フォーラム最終報告), Dakar, Senegal, 2000年4月26-28日、パリ

³ 教育の目的に関する子どもの権利委員会の一般的意見1号(2001年)によれば、ライフスキルとは、「十分にバランスのとれた決定を行ない、紛争を非暴力的に解決し、健全なライフスタイル、良好な社交関係および責任感を発達させる能力であり、批判的に考える方法であり、創造的な才能であり、かつ、人生の選択肢を追求するために必要な手段を子どもに与えるその他の能力などのことである」(パラグラフ9)。

⁴ UNESCO, *Education for Sustainability. From Rio to Johannesburg: lessons learned from a decade of commitment* (Paris, 2002), p.11.

⁵ 一般的意見1号で、子どもの権利委員会は、「知識を蓄積することに主たる焦点を当て、競争を煽り、かつ子どもへの過度な負担につながるようなタイプの教育は、子どもがその能力および才能の可能性を最大限にかつ調和のとれた形で発達させることを深刻に阻害する可能性があることが、強調されなければならない」とも述べている。(総会公式記録、57会期、補足No.41(A/57/41)、付録VIII、添付パラグラフ12)

⁶ 一般的意見1号はまた、「子どもたちの学校生活、学校コミュニティおよび生徒会の創設、ピア教育およびピアカウンセリングへの参加、そして子どもたちの学校規律手続への関与は、権利実現の学習および経験の過程の一部として促進されるべきである」と述べている。

添付文書 初等・中等学校制度における人権教育の構成要素

1. それぞれの国の背景は学校制度における人権教育の統合と実践の促進および導入のための可能性や戦略に相当な影響を及ぼす。しかし、そこから生じる多様性を超えて、人権教育を発展させるための共通の傾向やアプローチを見出すことができる。この添付文書には5つの構成要素を包括的にあげているが、これらの構成要素は世界で成功した既存の例、および調査、研究、ならびに本行動計画案、「人権教育のための国連10年」(1995-2004年)の中間評価(2000年)および最終評価(2004年)作成のための協議にもとづいたものである。これらの構成要素は本行動計画案の主要な主体が段階的に、漸進的に目指すよう要請される優れた実践例を形作るものである。またこれら構成要素は例示であり、規範的なものではない。これらは選択肢を提案し、とり得る道筋を示すものであり、参考にするべき道具となる。これらは本行動計画案の国内実施戦略に沿ってそれぞれの文脈および国内の教育制度に適応させる必要がある。

A. 政策

2. 教育政策は約束したことの明白で一貫した表明と理解される。教育政策は、主に国家で、しかし地域および自治体も含めてそれぞれの政府レベルで、すべての利害関係者との協力において作成され、すべての教育に関連する主体のための教育制度全体を通じた原則、定義および目的を含み、規範的な参照文となる。

3. 教育に対する権利に根ざしたアプローチを促進する人権教育は、教育政策策定および改革の目的ならびに教育の質の基準に明示に表明されていなければならない。

4. 教育に対する権利に根ざしたアプローチとは、学校制度が人権と基本的自由を意識するようになるということを示唆する。人権が教育制度全体およびすべての学習環境に浸透し、実施されていなければならない。人権は教育目的としてまた教育の質的規準として、憲法、教育政策の枠組、教育関連法および国のカリキュラムや計画などの主要な参考文書内に含まれている。

5. そのために、学校制度のなかの人権教育のための政策策定の主要な特徴に対応して次の措置があげられる。

(a)非政府組織(NGO)、教員団体および組合、職能および研究団体、市民社会組織および他の利害関係者を教育政策文書作成に関与させることにより、政策策定に参加型手法をとり入れること。

(b)人権教育に関する国際的な義務を果たすこと。^a

(i)教育の権利に関する国際文書の批准を促進すること。

()子どもの権利委員会、経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会を含み、関連する国際的な監視・評価機関に対する国家の報告に人権教育に関する情報を含めること。

()上記の国家の報告作成に当たり、非政府機関、市民社会の他の部門、人権教育専門家と協力すること。

()国際的な監視・評価機関の勧告を公表し、遵守すること。

(c)教育および人権教育に対して権利に根ざしたアプローチのための政策や法律を策定すること。

(i)人権教育を教育法に含めること。

()すべての法律が人権教育の原則に沿っていることを確保し、法律に矛盾がないかどうか監視・評価すること。

()人権教育に特定した法律を制定すること。

()政策が関連する人権教育に関する研究にもとづいていることを確保すること。

()学校および学校の指導者が自主的に意思決定や革新を行えるよう力をつけること。

()教育の成果に関する報告(説明責任)のための政策が人権の原則に沿っていることを確保し、人権教育のための個別の説明責任の政策をつくること。

()自治体当局に対し、人権教育を実施し支援する役割および責任に関する指針を提供すること。

(d)政策開発に一貫性を確保すること。

(i)国家の初等・中等教育に関する部門別計画に人権教育を含めること。「万人に教育を(EFA)」の国家計画、「国連持続可能な開発のための教育の10年(2005-2014)」の一環としての国家政策枠組みなどにも含めること。

()人権教育を人権教育のための国内計画、人種主義、人種差別、外国人排斥および関連する不寛容と闘う国内行動計画、貧困削減のための国内戦略に含めること。

()異なる計画およびそれぞれの人権教育に関する部分の間の一貫性、関連性および相乗効果を確保すること。

()教育政策と他の部門の政策(司法、社会、青少年、健康など)と関連させること。

(e)人権教育をカリキュラムに含めること。

(i)政策が関連する人権教育に関する研究にもとづいていることを確保すること。

()国家のカリキュラム全体および教育の基準において、人権価値、知識および態度を、読み書きと計算に関する基礎知識を補完する基本スキルおよび能力として認めること。

()概念および目標、教授・学習目的および手法をあげた人権教育に特定した国家カリキュラムを作成すること。

(iv)カリキュラムにおける人権教育の地位を学校に応じて、および義務的または選択であるか、科目としておよび/または(人権がすべてのカリキュラム内科目に含まれる)科目横断的であることを定義すること。

(v)人権の教授・学習を特に市民教育、社会科および歴史の科目の完全な明示の要素とすること。

()人権教育の教授・学習を学校別のカリキュラム(学校が決定する教授・学習プログラム)の完全な明示の要素とすること。

()人権教育を職業教育および研修に含めること。

()人権原則に沿うよう教科書を改訂するため、および人権教育に特定した教科書を開発するための指針を制定すること。

()学校の統治、運営、規律、包括政策、および学校文化や教育権に影響を及ぼすその他の規則や実践において、人権に根ざしたアプローチを促進すること。

(x)人権価値、知識および態度に関する児童生徒の成績の評価および意見のための適切な手続を開発すること。

(f)人権教育の包括的な研修政策を採用すること。それには次の点を含めること。

(i)研修指導員の研修、校長、教職着任前および現職の教員の研修、および他の教職員の研修。

()教職着任前および現職中のすべての教員研修政策およびプログラムにおける児童生徒および教員の権利、責任および参加に関する情報。

()人権教育の研修活動を行っているNGOおよび市民社会の他の部門の認識、認証、および支援。

()教職員の資格、認証およびキャリア開発、および NGO の研修活動の認証の基準として人権教育を検討。

B. 政策実施の計画

6. 実効性のある教育政策開発および改革は、明示の政策表明および明確に定義された措置、仕組み、責任および資源を含む一貫した実施戦略を必要とする。そのような実施戦略は、政策の一貫性、監視・評価、説明責任を確保する手段である。その戦略は、政策と実践、ことばと現実との格差、さらには実践されても、散発的で一貫性がなかったり、その場限りで随意に行われるようなことを回避する一助になる。

7. 人権教育は教育制度全体の変化を示唆する。しかしそのような教育の変化を保証するには、政策表明や公約発表だけでは十分ではない。政策実施を計画することは実効的な人権教育の鍵となる。

8. 人権教育政策の実施は、分権、民主的統治、学校自治、および教育制度内における権利と責任の共有に向かう教育の統治に関する最近の傾向に沿ったものでなければならない。地方自治体および学区、校長、教員および他の教職員、その組織や組合、児童生徒および保護者、研究や研修機関、非政府機関、市民社会の他の部門および共同体などの利害関係者の多様性をみれば、教育制度の責任は教育省だけにあるのではないし、あるべきではない。

9. 国家当局および地方自治体 / 学校レベル双方が教育の統治、改善および革新の責任を負うという事実は、それぞれのレベルにおいて特定の役割があることを示唆する。中央当局の役割は、共通の政策枠組と実施および説明、責任のための仕組みを設置することである。地方自治体 / 学校レベルの役割は、地方の多様性とニーズを考慮しそれに対応する方法を探し、人権を含めた個別の学校側面図をつくることである。さらに、教育目標の所有と、教員や他の教職員、保護者および児童生徒による教授・学習の実践の開発を確実にする必要がある。

10. この文脈において、次にあげる側面は政策実施の組織のため、および国家当局による主要実施措置のための優れた実践例を示唆するものである。

(a) 政策実施の組織

(i) 措置の種類、任務の分担、それぞれの教育機関の責任の明確化、これらの機関の間の意思伝達および協力方法、道標をつけた政策実施の予定表(本行動計画案の国家実施戦略の第2段階も参照のこと)を含む人権教育の分野において国内実施戦略を作成すること。

() 教育省内に国内実施戦略の調整担当局 / 課を設置または強化すること。

() 社会的および法的問題、青少年、ジェンダーなどを扱う人権および人権教育に関連する他の部門や部局の間の協力を確保すること。

() 実施の一貫性を確保するために、この分野に関わるすべての関連する主体による連合の設立を促進すること。

(b) 政策実施のための措置

(i) 十分な資源(財源、人材、時間)を人権教育に配分すること。

() 利害関係者が政策開発および実施に完全に、実効的に関与できるよう適切な仕組みを設置すること。

()上記の国内実施戦略を公表・伝達し、関連する主体、受益者および一般の人に議論され、承認されるよう確実にすること。

()A. 政策のパラグラフ 5(d)にあげられるさまざまな計画の責任担当者間の意思伝達と協力を組織すること。

()人権教育の取り組みを教育制度全体に取り込む前に、選抜した学校で試験的に試みることを検討すること。

()取り組みや情報(さまざまな状況や国、教材、イベントからの優れた実践例)の収集および発信のための資料センターを特定し支援すること。

()例えば人権の知識、学校における人権教育の実践、児童生徒の学習成果、および人権教育の影響などに関する研究を支援し促進すること。

()人権教育に特定して取り組む学術センターによる研究、ならびに学校、研究機関および大学の学部間の協力を通じた人権教育の研究を奨励すること。

()国際調査および比較研究に参加すること。

()教育全般において(学校の自己評価および開発計画、学校検査を含む)権利に根ざした教育の質を保証する制度を作り、人権教育の質を保証する仕組みをつくること。

:学習者および教育者が自ら力をつけたり振りかえることができるよう、監視や評価の過程に直接関与させること。

C. 学習環境^a

1 1 . 人権教育は認知学習を超えるものであり、教授・学習プロセスに関わるすべての人の社会的、情緒的成長を含む。人権教育は、学校共同体の中で、またそれを取り囲む広い共同体との相互作用において、人権が実践され生かされるような人権文化を構築することを目的とする。

1 2 . その目的のために、人権の教授・学習が人権に根ざした学習環境で起こることを確保することが不可欠である。教育目的、実践および学校の組織が人権価値および原則に合致していることを確保することが不可欠である。同様に、それらの原則が、学校内および学校を超えた文化、および共同体に根づいていることも不可欠である。

1 3 . 権利に根ざした学校とは、相互理解、尊重および責任によって特徴づけられる。そのような学校は学校共同体の全員に、機会平等、帰属意識、自治、尊厳および自尊心を醸成する。それは子ども中心で、適切かつ意味のある学校であり、そこでは、人権は、すべての人にとって学習目的であり、学校の理念であると明示的かつ明確に確認されている。

1 4 . 権利に根ざした学校は、学校共同体全員の責任であり、学校の指導部は、これらの目的を達成するために有利な、達成を可能にする条件をつくる第一義的責任を負う。

1 5 . 権利に根ざした学校は次の要素の存在と実効性を確保する。

(a)学校における人権のための政策表明および実施規定が共有され、次の点を含む。

(i) 明確な役割と任務の分担にもとづく児童生徒と教員の権利と責任に関する憲章。

()紛争解決手続、および暴力やいじめに対処する手続を含む、暴力、性的虐待、いやがらせ、体罰のない学校のための行動規範。

()入学許可、奨学金、進学、昇進、特別プログラム、適格性、および機会を含み、学校共同体の全員を差別から守る非差別政策。

- () 祭典、賞により人権における成果を認め褒め称える。
- (b) 権利に根ざした学校における教員は次の点を有する。
 - (i) 学校指導部からの人権教育に関する明示の権限・任務。
 - () 人権教育の内容と方法論に関する教育および継続的な職能開発。
 - () 人権教育における新しい、および革新的な優れた実践例を開発し、実施する機会。
 - () 地方、国内および国際レベルにおける人権教育者のネットワークを含む優れた実践例を共有するための仕組み。
 - () 人権原則を反映する教員の募集、維持、および昇進のための政策。
- (c) 権利に根ざした学校における児童生徒は次の点を有する。
 - (i) 年齢や能力の成長に応じた自己表現、意志決定における責任および参加の機会。
 - () 自分たちの利益を代表、仲裁、主唱するための自分たちの活動を組織する機会。
- (d) 次の点を含めて、学校、地方自治体およびより広い地域社会の間の交流が存在する。
 - () 子どもの権利および人権教育の主要原則に関する保護者および家族の啓発。
 - () 人権教育の取り組みおよび事業への保護者の関与。
 - () 保護者の代表組織を通じた学校の意志決定への保護者の参加。
 - () 共同体において、特に人権問題に関する児童生徒の課外学習課題および活動。
 - () 意識高揚や児童生徒の支援のための青少年グループ、市民社会および自治体との協力。
 - () 国際交流。

D. 教授および学習

16. 学校制度において教授および学習は人権教育の主要プロセスである。

17. これらのプロセスが何を伴うのか、初等・中等教育においてどのように組織するのかに関する法的および政治的基盤は、人権教育政策によっておよび教員や他の教職員の教育および職能開発を通して提供されなければならない。

18. 学校制度内の人権教育の導入および改善には、プログラムの目的および内容、資源、方法論、評価および査定を統合すること、教室の外を見ることによる、また学校共同体のさまざまな人々とのパートナーシップを構築することによる教授・学習への全体論的アプローチを採ることが必要である。

19. 質の高い人権教育の教育と学習を達成するためには次の側面が必要である。これらの側面は国家および学校レベルにおける政策策定者、教員や学校の他の職員に向けられたものである。

- (a) 教授・学習内容と目的に関して。
 - (i) 取得すべき基本的な人権に関するスキルおよび能力を定義すること。
 - () 人権教育をカリキュラムのすべての側面に含め、初等教育のできるだけ早い時期に開始すること。
 - () 人権教育の学習内容および目的を児童生徒の年齢と能力の発達に適応させること。
 - () 認知（知識およびスキル）および社会的／情緒的（価値観、態度、行動）学習成果に同等の重要性を付与すること。
 - () 人権教育の教授・学習を児童生徒の日常生活および関心に関連させること。
- (b) 教授・学習の実践および方法論に関して。
 - () それぞれの児童生徒の人権、尊厳の尊重の点から一貫した教育方式を採り、児童生

徒に平等な機会を提供すること。

()教室および学校共同体に、子どもに優しい、信頼できる、安全で民主的な雰囲気をつくること。

()児童生徒をエンパワーし、積極的な参加、協力的学習、および連帯感、創造性および自尊心を促す学習者中心の方法および手法を採ること。

()児童生徒の成長レベル、能力および学習方式に適した手法を採ること。

()児童生徒が行動によって学習し、人権を実践することができる経験を基盤にした学習手法を採ること。

()教員が促進役、学習指導者および助言者となる経験的教育手法を採ること。

()NGO および共同体において活用できる非定型および不定形な学習活動、資源および手法の優れた実践例を利用すること。

(c)教授・学習教材に関して。

()人権教材が関連する文化的文脈ならびに歴史のおよび社会的発展に根づく人権原則に由来することを確実にすること。

()人権教材の収集、共有、翻訳および改作を奨励すること。

()人権原則に合致させるためにカリキュラム全体の教科書および他の教材を見直し、改定すること。

()上記の教授・学習手法への積極的参加を促す、教員指導書、手引き、教科書、漫画および視覚聴覚教材および芸術的副教材などの人権原則に合致するさまざまな教材および資料の開発を支援すること。

()十分な数と適切な言語において(多言語国においては教材が理解される言語で開発されるよう、学校における徹底した言語多様性の調査が行われなければならない)人権教材を発信し、その活用について関連する職員の研修を行うこと。

()これらの資料が人権原則に合致し、現実の生活の状況に関連することを、専門の国内チームが出版前に見直すことによって確保すること。

()NGO が制作したものなど多様な教材の出版、広範な発信および利用を認めること。

(d)教授・学習の支援に関して。

()人権教育の教授・学習の優れた実践例を収集し発信すること。

()人権教育の教授・学習に関して、図書館およびデータベースなど、容易に利用できる資料センターを設置すること。

()教育者および児童生徒の間のネットワーク作りおよび人権教育の実践の交流を促進すること。

()人権教育の教授・学習に関する研究を促進すること。

(e)新しい情報技術の活用に関して。

()人権教育に関連したホームページを設置あるいは活用すること。

()学校と結びついた遠距離学習プログラムを開発すること。

()児童生徒および教員が、人権教育において、新しい情報技術を利用できるようにすること。

()地方、国内および国際レベルで他の学校の児童生徒および教員と人権をテーマにしたオン・ライン討論をするグループを促進すること。

(f)評価および査定に関して。

()人権教育の過程、成果および影響を検討し、評価し測定する指標を開発し、十分な手法を特定し、適切な手段を考案すること。

()教員および児童生徒同士による観察および報告、児童生徒の経験の記録、個人の作業、取得したスキル・能力(児童生徒のポートフォリオ*訳注：生徒の学習経歴を示す資料

を挟んだファイル) 児童生徒の自己評価など人権教育に適切な評価および査定手法を用いること。

() 透明性(成績の基準および理由の説明、児童生徒および保護者の情報) 平等(すべての児童生徒に対してすべての教員により同じ基準が用いられる) などカリキュラム全体における児童生徒の達成度の評価および査定に人権原則を適用すること。

E. 教員および他の教職員の教育および職能開発

20. 初等・中等教育に人権教育を導入することは、学校が人権の学習と実践のモデルとなることを示唆する。学校共同体内で、教員はカリキュラムの主要保管人としてこの目的を達成する主要な役割を担う。

21. 教員がこの主要な責任を実効的に果たすために、いくつかの要素が考慮されなければならない。まず、教員自身が権利の保持者である。その職業に従事する人としての地位の認識と尊重および自尊心の維持は、教員が人権教育を促進するための前提条件である。一方では学校の運営者および指導者、他方で教育政策策定者は、教員が教授・学習の実践を革新できるよう支援し力をつけさせなければならない。教員および他の教職員の適切な教育および職能開発が確保されなければならない。

22. 学校共同体内において、人権意識高揚および人権教育の研修の機会は教員のためだけでなく、校長、学校運営に携わる人、視学官、学校事務職員、地方自治体および国家当局の教育担当者および企画者、および保護者も対象としなければならない。

23. 適切な教育および職能開発の企画と組織は、複雑な研修制度およびさまざまな文脈により、複数の主体によって分担される。教育省、教育学部および人権研究所や国連教育科学文化機関(ユネスコ)人権教育チェアを含む他の機関を通じた大学、教員研修機関、教職員組合および職能組織、国内人権機関、非政府機関および国際および地域的政府間組織などである。

24. 政策および法的指針が研修実施の枠組みを提供し、人権文化を反映し醸成するためには、研修カリキュラム、教授・学習内容と実践および教育政策が一貫していなければならない。

25. 教員の模範としての機能を考えると、実効的な人権教育とは教員が適切な価値観、知識、スキル、態度および実践を習得し、それを伝達することを示唆する。教育および職能開発は、教員の人権に関する知識、傾倒および動機付けを醸成しなければならない。同様に、人権原則は、他の教職員の職業上の業績および行動の不可欠な基準でなければならない。

26. 教職員の研修および職能開発は、それぞれの文脈における必要性および対象グループに適応していなければならない。それには教職員の啓発、研修指導員の研修、教職着任時、着任前、および現職者研修を通じた定期的および継続的發展、人権教育を専門とする教員の研修、すべての初等・中等学校教員の研修のカリキュラムへの人権原則の導入が含まれる。

27. 教職員の教育および職能開発に関する政策および実践は、次の要素とアプローチを

考慮に入れなければならない。

(a) 次の要素を含む人権教育の研修カリキュラムの開発。

() 人権、その普遍性、不可分性および相互依存性、およびその保護の機構に関する知識。

() 定型、非定型、不定形教育の間の結びつきを含む人権教育の根底にある教育理論^c。

() 人権教育および類似の教育の種類（持続可能な開発のための教育、平和教育、グローバル教育、多文化教育、市民性および価値教育など）との結びつき。

() 人権教育の学習目的、特に人権教育スキルおよび能力。

() 人権教育の教授・学習方法論および人権教育における教員の役割。

() 民主的で人権に関して一貫している教員および他の教職員の社会的スキルおよび指導様式。

() 教員および児童生徒の権利と責任、学校生活への参加、学校における人権侵害の特定と処理。

() 人権に根ざした地域共同体としての学校。

() 教室内および教室間、教室と学校、より広範な共同体との関係。

() 教室および学校における協力的手法およびチームワーク。

: 人権教育の評価および査定。

: 人権教育のための既存の教材に関する情報、およびそれらを検討し、その中から選択し、また、新しい教材を開発する能力。

: 人権原則に基づいた学校の自己評価および開発計画。

(b) 適切な訓練方法論の開発および活用。

() 成人学習者のための適切な訓練手法、特に学習者中心のアプローチ、および価値観および行動に関する啓発に結びつく動機付け、自尊心および感情の発展への対応^d。

() 参加型、相互作用、協力的および経験および実践に基づいた方法など、人権教育における適切な研修方法、理論と実践との結びつけ、学んだ技術の業務内、特に教室における試行。

(c) 適切な研修資料および教材の開発と発信。

() 人権教育における研修の優れた実践例の収集、発信および交流。

() NGO および市民社会の他の部門が開発した研修方法論の実績調査および発信。

() 職務中研修活動の一環としての教材の開発。

() オン・ライン教材および資料の開発。

(d) さまざまな教育および研修提供者の間のネットワーク作りおよび協力。

(e) 国際教育および研修活動、交流の促進および参加。

(f) 自己評価および研修活動の関連性、有用性および影響に関する受講者のとらえ方を含む研修活動の評価。

(翻訳：部落解放・人権研究所、アジア・太平洋人権情報センター / 翻訳協力：森実)

a 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、子どもの権利条約、女性差別撤廃条約、人種差別撤廃条約、教育差別禁止条約から生じるものなど。

b この章では「学習環境」の用語を学校の統治と運営に関わる問題に対応するために用いている。学校の備品、衛生、健康、きれいな水、食糧など学習環境の他の側面は含まない。

c 一般的に、定型教育は学校、職業訓練および大学教育を、非定型教育は成人教育およびコミュニティ教育や課外活動など定型教育を補完する教育の形態を、不定形教育とは NGO などが実施するものなど教育制度外で開発されたものをさす。

d 成人研修の基本的な方法論の原則について、国連人権高等弁務官事務所発行 “ Human Rights Training ” を参照のこと。